



NPOひかり



『NPOひかり第十三回通常総会』

『特定非営利活動法人NPOひかり第十三回通常総会(平成二十九年度)』が平成三十年五月二十五日に富津市民会館にて開催されました。議長に神谷事務局長が選出され、第一号〜第八号までの議案を審議して頂きました。今回は議案ごとに審議された内容をお知らせしていきたいと思えます。

第一号議案『平成二十九年度事業報告に関する事項』

平成二十九年度は後見業務終了の方が五名という異例の年でした。また埋葬や葬儀、相続、お墓など、難しいケースもあり、家庭裁判所や司法書士、行政、関係機関と綿密なやりとりをした一年でもありました。

参加者から「社会福祉法人簿光会のお墓があったと思うが、そこには入れなかったのか」という質問がありました。法人のお墓に入る前に身内の方から「希望がなかったことと、今まではきちんとした決まり事がなかったのですが、規程を制定して、整えた」という簿光会からの回答がありました。
以上のようなやりとりを経て、第一号議案は承認されました。



第二号議案『平成二十九年度決算報告に関する事項』『監事監査報告(小宮監事)』

決算報告は一部転記ミスがありました。監事から平成二十九年度も適正に会計処理がされていたという監査報告もあり、第二号議案は承認されました。

第三号議案『平成三十年事業計画に関する事項』

平成三十年度は定例理事会の前に『後見支援会議』を開く計画を立てており、研修を修了した後見支援員のみなさんに参加してもらい、事例の共有をしたり、勉強会をしたり、後見業務の質を高めていけるような取り組みをしていくと説明があり、第三号議案は承認されました。



第四号議案『平成三十年度収支予算に関する事項』

被後見人の資産総額が一千万円を超える方は『後見信託』を家庭裁判所から求められます。そのため、財産管理による後見報酬は減額されています。五名の方が後見終了となりましたので、前年度より収入は減っています。そのため、NPOひかりの会費は今後の法人存続のために現状維持という形で予算設定になった旨の説明があり、第四号議案は承認されました。



第五号議案『定款第五十五条変更に関する事項』

NPO法が改正され、会計に関する資料（貸借対照表など）を公告することになりました。官報に掲載するという話もありましたが、費用が七万円ほどかかるということです。NPOひかりはホームページを開設しているので、そこに公開することで、法令遵守ができるように定款を変更する旨の説明があり、第五号議案は承認されました。



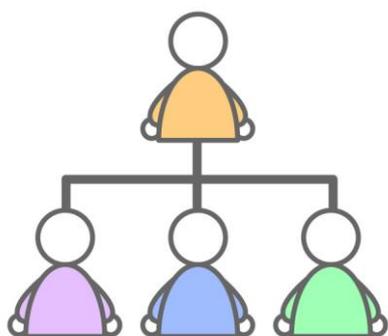
第六号議案『役員等報酬に関する事項』

今日的に成年後見人には後見業務の多様化や高い権利擁護意識、専門性などが求められてきています。そのような成年後見業務の舵取りを担うNPOひかりの代表理事に報酬十万円を支給するという内容になっています。今後保護者の中から代表理事を担う方が出てくることを見据えての改定という説明があり、第六号議案は承認されました。



第七号議案『事務局組織の編成に関する事項』

NPO法人は市民団体で、ボランティア団体であることを捉え直していく必要があります。地域のニーズに添えていける組織を目指していかなければいけないという話がありました。そのためには後見業務だけやっているNPOひかりではなく、地域貢献を行う部門を視野にいれた組織づくりをしていくことを目指していくという説明があり、第七号議案は承認されました。



第八号議案『就業規程に関する事項』

NPOひかりの職員を一般募集したときに、就業規則もない団体は求人もできないし、応募はこないだろうという危機感があり、社会的信用にも関わることでもあるので、今回制定することになった旨の説明があり、第八号議案は承認されました。



以上のような審議を経て、NPOひかり通常総会は幕を閉じました。最後になりましたが、今までNPOひかりの事務局を務めていた加藤みどりさんが退職されました。後任に湊ひかり学園職員の佐久間実さんが週二日NPOひかり事務局へ出向し、事務局の運営に力を貸してくれることになりましたので、この場を借りてご紹介いたします。